を靜觀することゝし十一日の朝より平常通就業運轉したのである。

十二、解決狀況

會社側では八月十七日重役會を開催し協議の結果遂に所轄箱崎警察署長に調停を依頼することゝなり、次で從業員側に於ても署長に一任したので、同署長の調停に依り十七日夜次の條件を以て解決せり。

解決條件

1、會社の聲明書及從業員の要求撤回

2、退職手當の支給率を三年以上十年迄一ヶ年に付一ヶ月半
十年以上同二ヶ月と改正し支給々料額は前月分給料額とす。

支拂の方法は從來の會社算定方法に依る。